

公立大学法人大阪運営協議会運営規程（案）

（目的）

第1条 この規定は、公立大学法人大阪運営協議会規約（以下「規約」という。）第14条第5項の規定に基づき、公立大学法人大阪運営協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（書面の持ち回りによる会議）

第2条 公立大学法人大阪運営協議会会長（以下「会長」という。）は、会議を行う場合において、会長が会議を開催する暇がないと認めるとき又はその他の事由により会議が開催できないときは、書面の持ち回りにより行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。